

各国公立大学法人の長
大学を設置する各地方公共団体の長
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長
放送大学学園理事長

文部科学省高等教育局長
池田 貴 城

大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）

この度、別添1のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第34号。以下「改正省令」という。）が、別添2のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示」（令和4年文部科学省告示第130号。以下「整理告示」という。）が、別添3のとおり「教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程」（令和4年文部科学省告示第131号。以下「認定規程」という。）が、それぞれ令和4年9月30日に公布され、同年10月1日から施行されます。

今回の改正は、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）において、「学修者本位の教育の実現」の考え方を質保証システムへと反映させ、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進める「社会に開かれた質保証」を図ることとする方針に基づき、「客観性の確保」、「透明性の向上」、「先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」及び「厳格性の担保」の観点を踏まえた大学設置基準等の改正が提言されたことを踏まえ、教育研究実施組織、基幹教員、校地、校舎等の施設及び設備、教育課程等に係る特例制度等に関する所要の規定の整備を行うものです。

今回の改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の概要

1 改正省令

(1) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

① 総則

ア 入学者選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第165条の2第1項の規定に基づき定める3つのポリシー（「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）に基づき行うものとするを明確化すること。（第2条の2及び第19条第1項関係）

イ 大学は自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。（第1条第3項関係）

② 教育研究実施組織等

ア 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。こと。（第7条第1項関係）

イ 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。こと。（第7条第2項関係）

ウ 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。こと。（第7条第3項関係）

エ 大学は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。こと。（第7条第4項関係）

③ 基幹教員等

ア 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下（1）及び（2）において同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。こと。（第8条第1項関係）

イ 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下イにおいて「指導補助者」という。）に補助

させることができ、また、十分な教育効果を上げることができる」と認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができることとすること。また、大学は、学生等の指導補助者に対する必要な研修を行うものとする。こと。（第8条第3項及び第11条第3項関係）

ウ 大学における基幹教員の数は、別表第1により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と別表第2により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とすること。（第10条関係）

(ア) 別表第1及び別表第2に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、4分の3以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とすること。（別表第1イ(1)備考第1号関係）

(イ) 別表第1に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。こと。ただし、複数の学部（他の大学若しくは専門職大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。以下（イ）、（ウ）及び（カ）において同じ。）において、それぞれ1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができることとすること。（別表第1イ(1)備考第2号関係）

(ウ) 収容定員が別表第1に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その2割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。こと。ただし、（イ）のただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員と合わせて、別表第1に定める基幹教員数の4分の1を超えないものとする。こと。（別表第1イ(1)備考第3号関係）

(エ) 別表第2に定める基幹教員数には、別表第1の基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする。こと。（別表第2備考第2号関係）

(オ) 収容定員が別表第2に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その2割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。こと。ただし、専ら当該大学の教育研究に従事する教員以外の教員の数と合わせて、別表第2に定める基幹教員数の4分の1を超えないものとする。こと。（別表第2備考第3号関係）

(カ) 専門職学科を置く学部において基幹教員数として算入することができる、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う基幹教員以外の者については、複数の学部について算入する基幹教員の数等と合わせて、別表第1に定める基幹教員数の4分の1を超えないものとする。こと。（第42条の3第3項関係）

④ 単位の計算方法

単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。こと。（第21条第2項関係）

⑤ 校地、校舎等の施設及び設備等

ア 校地について、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流の場としての役割を明確化すること。（第34条第1項及び第2項関係）

イ 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。（第35条関係）

ウ 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。また、研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。（第36条第1項及び第3項関係）

エ 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。また、図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。（第38条第1項及び第3項関係）

⑥ 教育課程等に係る特例制度

ア 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。（第57条第1項関係）

イ アの認定を受けた大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。（第57条第2項関係）

⑦ その他の改正事項

ア 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とすること。（第22条関係）

イ 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。（第23条関係）

ウ 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。（第27条関係）

エ 卒業の要件は、124単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。（第32条第1項関係）

オ 専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下であることを明示した上で、その例外が認められるのは、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合であることを明確化すること。（第42条の7関係）

カ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(2) 大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）の一部改正

① 総則

大学は自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。（第1条第3項関係）

② 授業の方法等

印刷教材等による授業に関し、印刷教材その他これに準ずる教材の内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することも可能であることを明確化するとともに、放送授業に関し、インターネット等を通じて提供する映像、音声等の視聴により学修させる授業も含まれることを明確化すること。（第3条第1項関係）

③ 基幹教員等

ア 通信教育学部における基幹教員の数は、別表第1により定める基幹教員の数以上とすること。（第8条第1項関係）

(ア) 別表第1に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、4分の3以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とすること。（別表第1備考第1号関係）

(イ) 別表第1に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。以下（イ）において同じ。）において、それぞれ1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができることとする。（別表第1備考第2号関係）

④ 単位の計算方法

単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。（第5条第1項関係）

⑤ 教育課程等に係る特例制度

ア 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な

成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。 (第12条第1項関係)

イ アの認定を受けた大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。 (第12条第2項関係)

⑥ その他の改正事項

ア 授業は、年間を通じて適切に行うものとする。 (第4条関係)

イ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(3) 専門職大学設置基準 (平成29年文部科学省令第33号) の一部改正

① 総則

ア 入学者選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定に基づき定める3つのポリシー (「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」) に基づき行うものとするを明確化すること。 (第3条及び第9条第1項関係)

イ 専門職大学は、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。 (第1条第3項関係)

② 教育研究実施組織等

ア 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 (第31条第1項関係)

イ 専門職大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該専門職大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 (第31条第2項関係)

ウ 専門職大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 (第31条第3項関係)

エ 専門職大学は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該専門職大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 (第31条第4項関係)

③ 基幹教員等

- ア 専門職大学は、主要授業科目については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該専門職大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下（3）において同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。こと。（第32条第1項関係）
- イ 専門職大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他専門職大学が定める者（以下イにおいて「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができる場合、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができることとする。また、専門職大学は、学生等の指導補助者に対する必要な研修を行うものとする。こと。（第32条第3項及び第36条第3項関係）
- ウ 専門職大学における基幹教員の数は、別表第1イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と別表第1ロにより専門職大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数（（カ）において「専門職大学必要基幹教員数」という。）以上とすること。（第34条関係）
- （ア） 別表第1イ及びロに定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、4分の3以上は専ら当該専門職大学の教育研究に従事する教員とすること。（別表第1イ備考第1号関係）
- （イ） 別表第1イ及びロに定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専門職大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。以下（イ）、（ウ）及び（カ）において同じ。）において、それぞれ1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができることとする。こと。（別表第1イ備考第2号関係）
- （ウ） 収容定員が別表第1イに定める数に満たない場合の基幹教員数には、その2割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、（イ）のただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員と合わせて、別表第1イに定める基幹教員数の4分の1を超えないものとする。こと。（別表第1イ備考第3号関係）
- （エ） 別表第1ロに定める基幹教員数には、別表第1イの基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする。こと。（別表第1ロ備考第2号関係）
- （オ） 収容定員が別表第1ロに定める数に満たない場合の基幹教員数には、その2割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、専ら当該専門職大学の教育研究に従事する教員以外の教員の数と合わせて、別表第1ロに定める基幹教員数の4分の1を超えないものとする。こと。（別表第1ロ備考第3号関係）
- （カ） 基幹教員数として算入することができる、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担

う基幹教員以外の者については、複数の学部について算入する基幹教員の数等と合わせて、専門職大学必要基幹教員数の4分の1を超えないものとする。 (第35条第3項関係)

④ 単位の計算方法

単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。 (第14条第2項関係)

⑤ 校地、校舎等の施設及び設備等

ア 校地について、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流の場としての役割を明確化すること。 (第43条第1項及び第2項関係)

イ 専門職大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。 (第44条関係)

ウ 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。また、研究室は、基幹教員及び専ら当該専門職大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。 (第45条第1項及び第3項関係)

エ 専門職大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。また、図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。 (第48条第1項及び第3項関係)

⑥ 教育課程等に係る特例制度

ア 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、専門職大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う専門職大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。 (第76条第1項関係)

イ アの認定を受けた専門職大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。 (第76条第2項関係)

⑦ その他の改正事項

- ア 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とすること。（第15条関係）
- イ 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。（第16条関係）
- ウ 専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下であることを明示した上で、その例外が認められるのは、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合であることを明確化すること。（第17条関係）
- エ 専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の専門職大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。（第21条関係）
- オ 専門職大学の卒業の要件は、第29条第1項各号のいずれにも該当することのほか、当該専門職大学が定めることとすること。（第29条第1項関係）
- カ 専門職大学の前期課程のうち修業年限が2年のものの修了要件は、第30条第1項各号のいずれにも該当することのほか、当該専門職大学が定めることとし、専門職大学の前期課程のうち修業年限が3年のものの修了要件は、第30条第2項各号のいずれにも該当することのほか、当該専門職大学が定めることとすること。（第30条第1項及び第2項関係）
- キ その他所要の規定の整備を行うこととすること。

(4) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の一部改正

① 総則

- ア 入学者選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定に基づき定める3つのポリシー（「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）に基づき行うものとすることを明確化すること。（第1条の3及び第11条関係）
- イ 大学院は、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。（第1条第3項関係）

② 教育研究実施組織等

- ア 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。（第8条第1項関係）
- イ 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。（第8条第2項関係）
- ウ 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。（第8条第3項関係）
- エ 大学院は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の

遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 (第8条第4項関係)

③ 授業科目について補助する者

大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができることとする。また、大学院は、当該授業科目について補助する者(教員を除く。)に対し、必要な研修を行うものとする。 (第9条の3第3項及び第12条第2項関係)

④ 施設及び設備等

大学院は、教育研究を促進するため、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。 (第21条関係)

⑤ その他の改正事項

その他所要の規定の整備を行うこととする。

(5) 専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)の一部改正

① 総則

ア 教育課程の編成について、学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定に基づき定める3つのポリシー(「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」)に基づき行うものとする。 (第6条第1項関係)

イ 専門職大学院は、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。 (第1条第3項関係)

② 教育研究実施組織等

専門職大学院は、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 (第4条関係)

③ その他の改正事項

ア 法科大学院の一の法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人以下であることを明示した上で、その例外が認められるのは、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合であることを明確化すること。 (第20条の4第2項関係)

イ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(6) 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の一部改正

① 総則

ア 入学者選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定に基づき定める3つのポリシー（「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）に基づき行うものとするを明確化すること。（第2条の2及び第5条第1項関係）

イ 短期大学は、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。（第1条第3項関係）

② 教育研究実施組織等

ア 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 （第20条第1項関係）

イ 短期大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該短期大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 （第20条第2項関係）

ウ 短期大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 （第20条第3項関係）

エ 短期大学は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、短期大学運営に係る企画立案、当該短期大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の短期大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 （第20条第4項関係）

③ 基幹教員等

ア 短期大学は、主要授業科目については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該短期大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下（6）及び（7）において同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 （第20条の2第1項関係）

イ 短期大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の短期大学が定める者（以下イにおいて「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができることとする。また、短期大学は、学生等の指導補助者に対する必要な研修を行うものとする。 （第20条の2

第3項及び第22条の2第3項関係)

ウ 短期大学における基幹教員の数は、別表第1イにより当該短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と別表第1ロにより短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とすること。(第22条関係)

(ア) 別表第1イ及び別表第1ロに定める基幹教員数の3割以上は教授とすることとし、4分の3以上は専ら当該短期大学の教育研究に従事する教員とすること。(別表第1イ備考第1号関係)

(イ) 別表第1に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一短期大学ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学科(他の短期大学若しくは専門職短期大学に置かれる学科又は大学(短期大学及び専門職短期大学を除く。))に置かれる学部を含む。以下(イ)、(ウ)及び(オ)において同じ。)において、それぞれ1年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学科について当該基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができることとする。(別表第1イ備考第2号関係)

(ウ) 入学定員が別表第1イに定める数に満たない場合の基幹教員数には、その2割の範囲内において基幹教員以外の教員(助手を除く。)を算入することができる。ただし、(イ)のただし書の規定により複数の学科について算入する基幹教員と合わせて、別表第1イに定める基幹教員数の4分の1を超えないものとする。(別表第1イ備考第4号関係)

(エ) 別表第1ロに定める基幹教員数には、別表第1イの基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする。(別表第2備考第2号関係)

(オ) 専門職学科において基幹教員数として算入することができる、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う基幹教員以外の者については、複数の学科について算入する基幹教員の数等と合わせて、別表第1イに定める基幹教員数の4分の1を超えないものとする。(第35条の8第3項関係)

④ 単位の計算方法

単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。(第7条第2項関係)

⑤ 校地、校舎等の施設及び設備等

ア 校地について、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流の場としての役割を明確化すること。(第27条第1項及び第2項関係)

イ 短期大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。(第27条の2関係)

ウ 短期大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。また、研究室は、基幹教員及び専ら当該短期大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。 (第28条第1項及び第3項関係)

エ 短期大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。また、図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。 (第29条第1項及び第3項関係)

⑥ 教育課程等に係る特例制度

ア 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、短期大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができるものとする。 (第50条第1項関係)

イ アの認定を受けた短期大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。 (第50条第2項関係)

⑦ その他の改正事項

ア 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。 (第8条関係)

イ 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の短期大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。 (第9条関係)

ウ 短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。 (第13条関係)

エ 卒業の要件は、修業年限が2年の短期大学においては62単位以上を、修業年限が3年の短期大学においては93単位以上を修得することのほか、当該短期大学が定めることとする。 (第18条第1項関係)

オ 専門職学科を設ける短期大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下であることを明示した上で、その例外が認められるのは、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合であることを明確化すること。 (第35条の6関係)

- カ 夜間学科等に係る修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、62単位以上を修得することのほか、当該短期大学が定めることとすること。（第19条関係）
- キ その他所要の規定の整備を行うこととすること。

(7) 短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）の一部改正

① 総則

短期大学は自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。（第1条第3項関係）

② 授業の方法等

印刷教材等による授業に関し、印刷教材その他これに準ずる教材の内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することも可能であることを明確化するとともに、放送授業に関し、インターネット等を通じて提供する映像、音声等の視聴により学修させる授業も含まれることを明確化すること。（第3条第1項関係）

③ 基幹教員等

ア 通信教育学科における基幹教員の数は、別表第1により定める基幹教員の数以上とすること。（第8条第1項関係）

(ア) 別表第1に定める基幹教員数の3割以上は原則として教授とすることとし、4分の3以上は専ら当該短期大学の教育研究に従事する教員とすること。（別表第1備考第2号関係）

(イ) 別表第1に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一短期大学ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学科（他の短期大学に置かれる学科又は大学（短期大学を除く。）に置かれる学部を含む。以下（イ）において同じ。）において、それぞれ1年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学科について当該基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができることとする。（別表第1備考第3号関係）

④ 単位の計算方法

単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。（第5条第1項関係）

⑤ 教育課程等に係る特例制度

ア 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、短期大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等

の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。 (第12条第1項関係)

イ アの認定を受けた短期大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。 (第12条第2項関係)

⑥ その他の改正事項

ア 授業は、年間を通じて適切に行うものとする。 (第4条関係)

イ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(8) 専門職短期大学設置基準 (平成29年文部科学省令第34号) の一部改正

① 総則

ア 入学者選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定に基づき定める3つのポリシー (「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」) に基づき行うものとする。 (第3条第1項及び第6条第1項関係)

イ 大学は自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。 (第1条第3項関係)

② 教育研究実施組織等

ア 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 (第28条第1項関係)

イ 専門職短期大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該専門職短期大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 (第28条第2項関係)

ウ 専門職短期大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 (第28条第3項関係)

エ 専門職短期大学は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、専門職短期大学運営に係る企画立案、当該専門職短期大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の専門職短期大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 (第28条第4項関係)

③ 基幹教員等

ア 専門職短期大学は、主要授業科目については原則として基幹教員 (教育課程

の編成その他の学科の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該専門職短期大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下（8）において同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。こと。（第29条第1項関係）

イ 専門職短期大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の専門職短期大学が定める者（以下イにおいて「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができることと認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができることとする。また、専門職短期大学は、学生等の指導補助者に対する必要な研修を行うものとする。こと。（第29条第3項及び第33条第3項関係）

ウ 専門職短期大学における基幹教員の数は、別表第1イの表により当該専門職短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と別表第1ロの表により専門職短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数（（カ）において「専門職短期大学必要基幹教員数」という。）以上とすること。（第31条関係）

（ア） 別表第1イ及びロに定める基幹教員数の3割以上は教授とすることとし、4分の3以上は専ら当該専門職短期大学の教育研究に従事する教員とすること。（別表第1イ備考第1号関係）

（イ） 別表第1イ及びロに定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専門職短期大学ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学科（他の短期大学に置かれる学科又は大学（短期大学を除く。）に置かれる学部を含む。以下（イ）、（ウ）及び（カ）において同じ。）において、それぞれ1年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学科について当該基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができることとする。こと。（別表第1イ備考第2号関係）

（ウ） 入学定員が別表第1イに定める数に満たない場合の基幹教員数は、その2割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、（イ）のただし書の規定により複数の学科について算入する基幹教員と合わせて、この表に定める基幹教員数の4分の1を超えないものとする。こと。（別表第1イ備考第5号関係）

（エ） 別表第1ロに定める基幹教員数には、別表第1イの基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする。こと。（別表第1ロ備考第2号関係）

（オ） 入学定員が別表第1ロに定める数に満たない場合の基幹教員数には、その2割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、専ら当該専門職短期大学の教育研究に従事する教員以外の教員の数と合わせて、別表第1ロに定める基幹教員数の4分の1を超えないものとする。こと。（別表第1ロ備考第3号関係）

（カ） 基幹教員数として算入することができる、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担

う基幹教員以外の者については、複数の学部について算入する基幹教員の数等と合わせて、専門職短期大学必要基幹教員数の4分の1を超えないものとする。 (第32条第3項関係)

④ 単位の計算方法

単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。 (第11条第2項関係)

⑤ 校地、校舎等の施設及び設備等

ア 校地について、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流の場としての役割を明確化すること。 (第40条第1項及び第2項関係)

イ 専門職短期大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。 (第41条関係)

ウ 専門職短期大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。また、研究室は、基幹教員及び専ら当該専門職短期大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。 (第42条第1項及び第3項関係)

エ 専門職短期大学は、教育研究を促進するため、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。また、図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。 (第43条第1項及び第3項関係)

⑥ 教育課程等に係る特例制度

ア 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、専門職短期大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う専門職短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができるものとする。 (第73条第1項関係)

イ アの認定を受けた専門職短期大学は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。 (第73条第2項関係)

⑦ その他の改正事項

- ア 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とすること。（第12条関係）
- イ 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。（第13条関係）
- ウ 専門職短期大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下であることを明示した上で、その例外が認められるのは、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合であることを明確化すること。（第14条関係）
- エ 専門職短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の専門職短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。（第18条関係）
- オ 修業年限が2年の専門職短期大学の卒業の要件は、第26条第1項各号のいずれにも該当することのほか、当該専門職短期大学が定めることとし、修業年限が3年の専門職短期大学の卒業の要件は、第26条第2項各号のいずれにも該当することのほか、当該専門職短期大学が定めることとすること。（第26条第1項及び第2項関係）
- カ 夜間学科等に係る修業年限が3年の専門職短期大学の卒業の要件は、第26条第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当することのほか、当該専門職短期大学が定めることとすること。（第27条関係）
- キ その他所要の規定の整備を行うこととすること。

(9) 高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の一部改正

① 総則

- ア 入学者選抜及び教育課程の編成について、学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定に基づき定める3つのポリシー（「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）に基づき行うものとすることを明確化すること。（第3条の2及び第17条第1項関係）
- イ 高等専門学校は自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことを明確化すること。（第2条第1項関係）

② 教育研究実施組織等

- ア 高等専門学校は、学科の種類及び学級数に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。（第6条第1項関係）
- イ 高等専門学校は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該高等専門学校の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育に係る責任の所在を明確にするものとする。（第6条第2項関係）
- ウ 高等専門学校は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。（第6条第3項関係）

- エ 高等専門学校は、教育研究実施組織及び厚生補導の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、高等専門学校運営に係る企画立案、当該高等専門学校以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の高等専門学校運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。こと。（第6条第4項関係）
- オ 高等専門学校は、当該高等専門学校及び学科の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、高等専門学校内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。こと。（第6条第5項関係）

③ 基幹教員等

- ア 教員のうち、一般科目を担当する基幹教員（教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、専ら当該高等専門学校の教育に従事するもの又は一年につき8単位以上の当該高等専門学校の授業科目を担当するものをいう。以下（9）において同じ。）の数は、第6条第6項各号に掲げる数を下つてはならないものとする。こと。（第6条第6項関係）
- イ 一般科目を担当する基幹教員の数及び専門科目を担当する基幹教員の数を合計した数（ウ及びオにおいて「高等専門学校必要基幹教員数」という。）の4分の3以上は、専ら当該高等専門学校の教育に従事する教員とする。こと。（第6条第9項関係）
- ウ 高等専門学校の基幹教員が他の高等専門学校において8単位以上の授業科目を担当する場合は、当該基幹教員を当該他の高等専門学校の高等専門学校必要基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができる。こととする。こと。（第6条第10項関係）
- エ 高等専門学校は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の高等専門学校が定める者（以下エにおいて「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。こととする。こと。また、高等専門学校は、学生等の指導補助者に対し、必要な研修を行うものとする。こと。（第7条第2項及び第9条第3項関係）
- オ 基幹教員数として算入することができる、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成について責任を担う基幹教員以外の者については、複数の高等専門学校について算入する基幹教員の数と合わせて、高等専門学校必要基幹教員数の4分の1を超えないものとする。こと。（第8条の2関係）

④ 単位の計算方法

- 高等専門学校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う授業の方法に応じ、当

該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算することができることとする。 (第17条第4項関係)

⑤ 校地、校舎等の施設及び設備等

ア 校地について、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流の場としての役割を明確化すること。 (第22条関係)

イ 高等専門学校は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。 (第23条関係)

ウ 高等専門学校は、その組織及び規模に応じ、教育に支障のないよう、教室、図書館、保健室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。 (第24条関係)

エ 高等専門学校は、教育研究を促進するため、学科の種類、教員数及び学生数に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。また、図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。 (第26条第1項及び第2項関係)

⑥ 教育課程等に係る特例制度

ア 教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、高等専門学校が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う高等専門学校であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、この省令上の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。 (第28条第1項関係)

イ アの認定を受けた高等専門学校は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。 (第28条第2項関係)

⑦ その他の改正事項

ア 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とすること。 (第15条関係)

イ その他所要の規定の整備を行うこととする。

(10) 施行期日等

① 施行期日

この省令は、令和4年10月1日から施行すること。 (附則第1条関係)

② 認可の申請に係る審査に関する経過措置

ア 令和5年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）第1条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。）の認可の申請に係る審査については、なお従前の例によること。（附則第2条第1項関係）

イ 令和6年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができること。（附則第2条第2項関係）

ウ 令和7年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものに限る。）の申請に係る審査については、イの規定を準用すること。（附則第2条第3項関係）

③ 届出に関する経過措置

ア この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例によること。（附則第3条第1項関係）

イ アの規定にかかわらず、令和5年度又は令和6年度に行おうとする大学の設置等の届出については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができること。（附則第3条第2項関係）

④ 施設及び教員に関する経過措置

ア この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する、この省令による改正後の大学設置基準、専門職大学設置基準、短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準の次の（ア）～（ウ）に掲げる規定の適用並びにこの省令による改正後の大学通信教育設置基準、短期大学通信教育設置基準及び高等専門学校設置基準の次の（ア）及び（ウ）に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができること。（附則第4条第1項関係）

（ア） 教室、研究室、図書館、保健室、事務室その他必要な施設（高等専門学校設置基準については、教室、図書館、保健室、事務室その他必要な施設）を備えた校舎を有するものとする規定

（イ） 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学、当該専門職大学、当該短期大学、又は当該専門職短期大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする規定

（ウ） 教員に関する規定

イ アの規定にかかわらず、令和7年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものを除く。）の申請又は届出をする場合には、当該認可の申請又は届出に係る大学又は高等専門学校については、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用すること。（附則第4条第2項関係）

⑤ 講師の経歴に関する経過措置

この省令の施行前における専任の講師の経歴及び④アの規定によりなお従前の例によることとされる場合における専任の講師の経歴は、この省令による改正後の大学設置基準、専門職大学設置基準、短期大学設置基準、専門職短期大学設

置基準及び高等専門学校設置基準に規定する基幹教員としての講師の経歴とみなすこと。（附則第5条関係）

2 認定規程

(1) 認定の基準（認定規程第1条関係）

- ① 教育課程等特例認定大学等としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。）及び高等専門学校（以下「大学等」という。）が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
- ② 認定を受けようとする大学等が、申請の日の直近の認証評価（分野別認証評価を除く。）において適合認定を受けていること。
- ③ 認定を受けようとする大学等が、申請の日前5年以内において次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。
 - イ 財政状況が健全でなくなったこと。
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。
- ④ 次に掲げる事項が、申請計画書において明らかにされていること。
 - ア 申請目的
 - イ 先導的な取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育（以下「先導的な教育」という。）を行う学部、学科、課程又は学部以外の基本組織（以下「学部等」という。）
 - ウ 先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
 - エ 先導的な教育の実施内容
 - オ 先導的な教育の実施が、当該先導的な教育を行わない場合に比して教育研究水準の向上に資する取組である根拠
 - カ 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
 - キ 実施予定期間
 - ク 先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画
- ⑤ 申請計画書の内容が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

(2) 認定の申請（認定規程第2条関係）

認定を受けようとする大学等の学長（高等専門学校にあつては校長。以下同じ。）は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

(3) 認定の手續等（認定規程第3条関係）

- ① 文部科学大臣は、認定の申請があつた場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知

するものとする。

- ② 文部科学大臣は、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定を行うものとし、認定期間を延長するとき並びに教育課程等特例認定大学等が申請計画書に記載した先導的な教育を行う学部等及び特例対象規定を変更しようとするときも同様とすること。
- ③ 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、申請計画書により大学等が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。
- ④ 文部科学大臣は、先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- ⑤ 文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる。

(4) 公示（認定規程第4条関係）

- ① 文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。認定期間の延長を認めたとき、変更の届出があったとき及び認定を取り消したときも同様とすること。
- ② 前項の規定による公示は、教育課程等特例認定大学等に係る申請計画書を踏まえ、先導的な教育の実施内容、当該先導的な教育を行う学部等及びその全部又は一部によらないこととされた特例対象規定その他別に定める事項を付して行うものとする。

(5) 申請計画書の内容変更（認定規程第5条関係）

- ① 教育課程等特例認定大学等は、申請計画書に記載した先導的な教育を行う学部等及び特例対象規定を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならないこと。
- ② 教育課程等特例認定大学等は、申請計画書に記載した①以外の事項を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこと。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでないこと。

(6) 実施状況報告書等（認定規程第6条関係）

- ① 教育課程等特例認定大学等は、認定期間の開始の日から起算する毎計画年度、実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後3月以内に、文部科学大臣に提出しなければならないこと。
- ② 教育課程等特例認定大学等は、インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって①による実施状況報告書の提出に代えることができること。
- ③ 教育課程等特例認定大学等は、認定期間終了後3月以内に、教育効果検証報告書を作成し、文部科学大臣に提出しなければならないこと。

(7) 報告の徴収等（認定規程第7条関係）

文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が行う先導的な教育の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該教育課程等特例認定大学等に対し、当該先導的な教育の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができること。

(8) 措置の要求（認定規程第8条関係）

文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が行う先導的な教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該教育課程等特例認定大学等に対し、当該先導的な教育の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができること。

(9) 認定の取消し（認定規程第9条関係）

① 文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等から認定の取消しの申請があったときは、当該認定を取り消さなければならないこと。

② 文部科学大臣は、教育課程等特例認定大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該教育課程等特例認定大学等の認定を取り消すことができること。

ア 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

イ 先導的な教育の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。

ウ 認定を受けなければならない事項を、認定を受けないで変更したとき。

エ 届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

オ (7)の報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は調査に応じなかったとき。

カ (8)の措置をとらなかったとき。

キ ア～カのほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。

ク 認定された後に行われた認証評価（分野別認証評価を除く。）において適合認定を受けられなかったとき。

③ 文部科学大臣は、認定を取り消すに当たっては、中央教育審議会大学分科会の審査を経て行うものとする。

(10) 認定期間に係る特例（認定規程第10条関係）

教育課程等特例認定大学等が認定を受けた日から当該教育課程等特例認定大学等に係る認定期間の末日までの間に入学し、学部等における先導的な教育を受けている学生が在籍している間は、当該認定に係る先導的な教育を継続することができること。認定を取り消された場合についても、これと同様とする。

3 整理告示

今回の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。

第2 留意事項等

1 総則

(1) 改正の趣旨

教育課程の編成等について、学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定に基づき定める3つのポリシー（「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）に基づき行うものとするを明確化するなどの改正については、大学教育の質保証は学位プログラムを中心として行われるものであり、各大学における内部質保証は、3つのポリシーに基づいて編成される学位プログラムを基礎として行われるべきであることを、改めて明示する観点から行ったものであること。また、内部質保証等による教育研究活動等の不断の見直しが求められることも、今回併せて明確化したこと。

2 教育研究実施組織等

(1) 改正の趣旨

今回の改正は、教員と事務職員等の関係や組織の機能を一体的に規定することで、教員と事務職員等相互の協働を前提とした役割分担や、組織的な連携体制の確保等による、教育研究活動から厚生補導までを含めた教職協働の実質化が促進され、教育研究活動のより一層の質の向上を期するものであること。

(2) 留意事項

- ① 今回の改正後も、従前の教員組織等が果たしてきた役割や必要性は変わらず、教員や事務職員等の役割や連携等について、学内の規程等に明記すること等により、引き続き担保されることが求められること。また、必ずしも今回新たに規定した「教育研究実施組織」に対応する新たな組織を設けたり、新たに人員を配置したりすることを求めるものではないこと。
- ② 「専属の教員又は事務職員等」とは、従前の「専任の職員」との規定を、(1)に示した内容を踏まえて改めたものであり、学生の厚生補導や大学運営に必要な業務を担う者を適切に配置するとの規定の趣旨は従前と変わらないこと。なお、ここでいう「専属の教員」は、当然に教育研究に携わるものであること。
- ③ 「事務職員等」とは、「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）」（平成29年3月31日付け28文科高第1248号文部科学省高等教育局長通知）に示しているとおり、技術職員のほか、図書館に置かれる専門的職員など、大学に置かれる様々な職員が含まれること。

3 基幹教員等

(1) 基幹教員

① 改正の趣旨

今回の改正は、大学教育の基本的な単位である学位プログラムの編成、実施や改善等を担う教員の責任性の明確化を図るとともに、教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用や、複数大学等でのクロスアポイントメント等による人材確保を特に期するものであること。

② 基幹教員の要件

- ア 「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員」とは、各大学等が設置する教授会や教務委員会等の、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議に、構成員として直接的かつ実質的に参画する教員であること。
- イ 「当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当」との要件については、各大学等において、年度を単位として担当の有無を確認する必要があるが、単位数に係る要件は特段定めていないほか、当該科目を、当該年度を通じて担当することを求めるものではないこと。
- ウ 「主要授業科目」とは、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目群であり、各授業科目のうちいずれが主要授業科目に当たるかは、当該授業科目と3つのポリシーとの関係等を踏まえ、各大学等で判断するものであること。なお、当該判断に当たっては、大学設置基準上、授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に分けて教育課程を編成することとされていることも踏まえ、各教育課程上のこれらの区分別の科目の位置付けも勘案すること。
- エ 「1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当」との要件について、複数の学部等で共通して開講されている授業科目であっても、これを履修した学生に授与される単位が各学部等の教育課程の修了に関する単位として位置付けられている場合には、当該授業科目の単位数をここでいう「8単位以上」の内数に算入することは可能であること。ただし、当該授業科目の算入は、いずれか一の学部等に限ること。なお、複数の学部等で共通して開講されている授業科目で、各学部等で授業科目の名称や位置付けが異なっていたとしても、同一の教員により同一の内容及び開講時間で実施される授業であれば、これと同様の取扱いとすること。
- オ 「専ら当該大学の教育研究に従事するもの」とは、一の大学でフルタイム雇用されている者（事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者（当該フルタイム労働者と1週間の所定労働時間が同じ有期雇用労働者を含む。））であって、月額報酬20万円以上かつ当該大学以外の業務の従事日数が週3日未満であること等を満たす者を想定していること。なお、当該要件については、学部等の単位ではなく、大学等の単位で適用する必要があり、例えば、同一の大学等において、一の学部等で「専ら当該大学の教育研究に従事する」基幹教員として取り扱う場合、他の学部等で同様に取り扱うことは認められないこと。（③イを参照のこと。）
- カ 基幹教員の要件については、教授、准教授、助教及び講師の別に応じて差異があるものではなく、要件を満たす者については、③アにいう必要最低教員数に含まれるか否かを問わず、基幹教員として取り扱う必要があること。他方、基幹教員の要件を形式的に充足することのみを目的として、教育課程の編成等についての意思決定に係る会議への参画実態がないにもかかわらず、形式的に当該会議の構成員に加えたり、当該意思決定に実質上は関与しない会議を設けたりする場合には、基幹教員の要件を満たすことにはならず、認められないこと。仮にこうした事態が生じていることが判明した場合には、学校教育法第15

条の規定に基づく改善勧告や変更命令の対象となり得ること。なお、基幹教員の処遇等については、各大学等における判断によるものであること。

③ 基幹教員数の算出等

- ア 各大学等における基幹教員数は、大学設置基準等の別表に定める数（以下「必要最低教員数」という。）以上である必要があること。必要最低教員数の4分の3以上は、専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員である必要があり、4分の1以下であれば、複数の大学等において基幹教員となる者を算入することが可能であること。ただし、各大学等の必要最低教員数の算出に当たり、同一の基幹教員を、当該大学に置く学部等の種類及び規模に応じ別表に定める基幹教員の数と、大学全体の収容定員に応じ別表に定める基幹教員の数とに、重複して算入することは認められないこと。
- イ 専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員については、仮に要件を満たす場合であっても、同一の大学等の他の学部等で、必要最低教員数として算入することは認められないこと。
- ウ 同一の者が基幹教員として従事できる大学等の数に、一律の制限を設けるものではないが、適切な教育研究活動等が行われるよう、労務管理等には十分留意することが必要であり、特に、他大学における教育課程の編成等への参画の状況や、担当授業科目の状況に係る情報は得ておくことが望ましいこと。
- エ 複数の大学等において基幹教員となる場合、兼業やクロスアポイントメントの形によることが想定される。基幹教員の処遇等については、各大学等における判断によることとなるが、必要に応じ、[「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和4年7月8日改訂 厚生労働省）](#)や[「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点【追補版】」（令和2年6月26日 経済産業省・文部科学省）](#)等を参考とし、適切に対応されたいこと。

④ 基幹教員に係る情報公表

- ア 現行においても、学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、各大学等においては、教員に係る情報についても公表することとされており、今回の改正後の基幹教員の規定を適用した場合には、例えば、基幹教員の数、各基幹教員が有する学位、教育研究等の業績、教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況、主要授業科目の担当の有無や単位数といった担当授業科目に係る状況について、各大学等において、遅滞なく、適切に公表する必要があること。また、他の大学等における基幹教員としての勤務に係る情報も、得ておくことが望ましいこと。
- イ 基幹教員以外の教員に係る情報公表についても、引き続き適切に行う必要があること。教員に係る情報公表に際しては、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成22年6月16日付け22文科高第236号文部科学大臣政務官通知）も参照されたいこと。
- ウ 必要最低教員数が適切に算出されていることを担保する観点から、各大学等において、専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の別について把握しておく必要があることはもとより、各大学等での基幹教

員数の公表に当たり、これらの別に係る内訳も公表する必要があること。

⑤ 経過措置等

ア 今回の改正において、現に設置されている大学等に対する基幹教員の規定の適用については、従前の例によることができることとしているが、基幹教員の規定を適用する場合には、大学等の一部の学部等に限ってこれを行うことは認められず、必ず、大学等の全部の学部等において一斉に当該規定を適用する必要があること。

イ アに示したことは、今回の改正後の規定を適用することとされた令和7年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものを除く。）の申請又は届出等を契機として、基幹教員の規定を適用する場合も、当該申請又は届出を契機とはせず、各大学等の任意の時期に基幹教員の規定を適用する場合も、同様であること。

ウ 基幹教員の規定の適用に当たっては、事前に十分な準備期間を設け、全学的に入念な確認を経てこれを行うことが必要であること。なお、基幹教員の規定と同様に、現に設置されている大学等に対する経過措置を置いている校舎及び研究室に係る規定については、必ずしも基幹教員の規定の適用と同時期に適用する必要はないこと。

エ 今回の改正では、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準においては基幹教員に係る改正はなされておらず、従前の取扱いから変更はないこと。

(2) 指導補助者

① 改正の趣旨

今回の改正は、大学等の学生その他の大学等が定める者に授業を補助させることができる旨などを確認的に規定することで、いわゆるTA（ティーチング・アシスタント）等の指導補助者の授業への参画を促進し、学生へのより手厚い指導体制を確保することを通じ、大学教育等のより一層の質の向上を期するものであること。

② 留意事項

ア 指導補助者は、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、授業担当教員の指導計画に基づき、授業の一部を分担することも可能であること。ここでいう「授業の一部」とは、一の授業科目において行われる各回の授業の一部を分担するのみならず、1回の授業の全部を担当することも許容され得るものであること。ただし、授業担当教員の指導計画に基づき授業の一部を分担する趣旨を踏まえれば、授業科目における大半の授業を指導補助者が担当することは原則として想定されないものであり、望ましくないこと。

イ 指導補助者が授業の一部を分担する場合であっても、授業科目の指導に係る一義的な責任は、授業担当教員が負うものであることから、各大学等は、授業担当教員と指導補助者の責任関係や具体的な役割分担等について、あらかじめ学内の規程等に明記するなどし、指導補助者が不当に不利益を被らないよう適切な配慮を行うこと。なお、授業担当教員の役割については、授業時間ごとの

指導計画の作成、当該授業の実施状況の十分な把握、成績評価等が想定されること。

4 単位の計算方法

(1) 改正の趣旨

今回の改正は、1単位の授業科目について、授業時間外の学修時間も含めた45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることは維持しつつ、授業方法別に必要な授業時間数の基準を定めた規定を廃止することにより、様々な授業方法を組み合わせた授業科目の設定をより柔軟に行い得るようすることを期するものであること。

(2) 留意事項

- ① 今回、授業方法別に必要な授業時間数の基準を定めた規定は廃止されることになるものの、各大学等においては、学生の適切な履修科目の選択等に資するよう、引き続き、各授業科目のシラバス等には、講義や演習、実習等の授業方法についても分かりやすく示す必要があること。このことは、複数の授業方法を組み合わせる場合も同様であること。
- ② 単位の計算に当たっては、各授業科目について、授業時間のほか、授業時間外の学修（事前学修及び事後学修）も含めて、1単位当たり標準45時間の学修を必要とする内容をもって適切に構成すること。このことを前提とし、1コマ当たりの授業時間や、1週間当たりの授業の実施回数、各授業科目の授業期間等については、学生が効果的に学修できるよう十分に考慮した上で、各大学等の判断により適切に設定することが可能であること。ただし、各授業科目について、あらかじめ大学等が定める単位修得に必要な授業時間数に、いわゆる定期試験に相当する試験を含むことは想定されないこと。
- ③ なお、「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）に記載のとおり、事前学修及び事後学修の内容についてはシラバスに盛り込む必要があるほか、これらに必要な学修時間の目安を示すことも考えられること。
- ④ 今回の改正の内容にかかわらず、大学設置基準の単位の計算方法を準用している医療関係職種養成所指定規則及び短期大学設置基準の単位の計算方法を準用している指定保育士養成施設の修業教科目等を定めた告示において、1単位当たりの実験、実習及び実技の授業時間の下限を、現行の30時間とする規定を置くこととされたことに留意すること（歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令・厚生労働省令第3号）及び児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法等の一部を改正する告示（令和4年厚生労働省告示第308号）を参照のこと。）。

5 校地、校舎等の施設及び設備等

(1) 改正の趣旨

- ① 今回の改正は、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂、寄宿舎・課外活

動施設等の厚生補導施設について、各大学等の実情や必要性に応じて整備を行うこととするほか、校舎について、教育研究上必要となる教室、研究室、図書館、医務室、事務室を備えることは各大学等に求めつつ、これ以外の施設については、多面的な利活用も想定し、大学等は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えることとするとともに、研究室は、適切な教育研究環境の確保の観点から引き続き必要となることから、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。

- ② 図書館を中心に系統的に整備する資料の例として、電子ジャーナル等を念頭に「電磁的方法により提供される学術情報」を加えるほか、図書館に閲覧室、整理室等を備えることを求める規定を削除するなど、紙の図書のみを想定したような規定を見直すこととし、教育研究上必要な多様な資料の整備促進等を期するものであること。

(2) 留意事項

- ① 施設及び設備等の整備は、各大学等が教育研究上の必要性等に応じて、適切に判断すべきものであり、例えば、運動場を校舎から遠く隔たった地に設け、学生がその利用に当たり非常に長時間の移動を強いられるなど、学生に対して著しい不利益を生じさせてはならないことは、今回の改正後も変わらないこと。
- ② 今回の改正により、全ての基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとした研究室については、従前と同様に、必ずしも教員1人に対し1室を備えることは要さず、各教員が研究執務に専念できる環境が適切に確保された、いわゆる共同研究室等でも差し支えないこと。
- ③ 高等専門学校設置基準第2条第2項において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行われるように努めるものとしてとされていることを踏まえ、研究室の整備等による研究環境の確保に留意すること。
- ④ 経過措置として、現に設置されている大学等に対する校舎及び研究室の規定の適用については、従前の例によることができることとしていること。

6 その他

(1) 1年間の授業期間

1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則としていた改正前の規定について、定期試験等の方法も多様化していることや、1年間の授業期間に定期試験等の期間が概念上含まれることは明らかであることから、「定期試験等の期間を含め」との文言を削除することとしたものであること。今回の改正後も、各大学等の判断により、1年間の授業期間中に定期試験等の期間を定めることが可能であることは従前と変わらないものであること。

(2) 各授業科目の授業期間

各授業科目の授業は、原則として10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合は、これ以外の期間を定めることも可能としていた改正前の規定につい

て、国際化を通じた教育研究力の向上等の観点から、学事暦の多様化・柔軟化の促進が要請されていることを踏まえ、各授業科目の授業期間を10週又は15週を原則とすることを改め、8週、10週、15週の期間を例示しつつ、大学の判断により、多様な期間が設定できること等を明確化したものであること。

(3) 単位の授与

- ① 大学は一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとしていた改正前の規定について、従来、当該規定上の「試験」には、レポート等の多様な学修評価方法を含むと解釈してきていること等を踏まえ、当該規定を削除するとともに、多様な学修評価方法により単位を与えることを明確化したものであること。
- ② なお、単位の授与に当たっては、各大学等における厳格な成績評価が求められるものであることに留意すること。

(4) 卒業の要件の明確化

- ① 卒業の要件は、改正前の大学設置基準上、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとしていたところ、当該規定上の「4年」とは、厳密に丸4年間の在学を求める趣旨とは解されないことから、「大学に4年以上在学し」との文言を削除するなどの改正を行うこととしたものであること。卒業の要件に係る専門職大学設置基準、短期大学設置基準及び専門職短期大学設置基準における改正についても、同様の観点から行うこととしたものであること。
- ② また、今回の改正後の卒業の要件に係る規定のうち「大学が定める」とは、各大学等が定める「卒業認定・学位授与の方針」に基づいて、学生の卒業の認定や学位の授与がなされることを念頭としたものであり、各大学等が、当該方針と関係のない事柄について、別途卒業の要件として定めることは基本的に想定されないものであること。（(1)～(3)、(6)①も参照のこと。）
- ③ なお、「卒業認定・学位授与の方針」については、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」と同様、学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定に基づき公表する必要があるため、もって、社会から了知し得るようにすること。
- ④ ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条の規定に基づき、大学の修業年限は4年とすることが引き続き基本となることから、今回の改正により、例えば、⑥に示す早期卒業制度によることなく、学生に入学後3年間で卒業の要件とされた単位数を取得させた上で、当該学生を直ちに卒業させたり、残余の在学期間は休学として形式上は入学から4年経過後に卒業させたりするといったことは認められないこと。
- ⑤ 他方、いわゆる9月入学をした学生が、学期の区分に従い、7月に大学を卒業し、サマースクールに参加後、同じ年の9月に海外の大学院に進学するといったことについては、解釈上の疑義を生じることなく可能となること。この場合も、学校教育法施行規則の規定に基づき、各大学等は、学年の途中における学生の入学及び卒業は、学期の区分に従いこれをさせることとなっていること（第163条第2項）や、学年や学期等に関する事項は学則への記載が必要であること（第4

条第1項第1号)に留意の上、適切に対応すること。

- ⑥ 学校教育法上、一定の要件を満たす大学は、当該大学に3年以上在学した学生が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、各大学の判断により、卒業を認めることができるという、早期卒業制度が設けられている(第89条)。当該制度のより積極的な活用を促す観点から、大学が、優秀な成績で単位を修得することが見込まれる学生を対象として、3年間にわたって編成された教育課程を修了するモデルを示すことも可能であること。

(5) 同時に授業を行う学生数

- ① 専門職大学及び専門職短期大学並びに大学又は短期大学に設置する専門職学科における一の授業科目について同時に授業を行う学生数についての改正は、40人を超える学生数での授業が認められる場合を明確にしたものであり、実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるようにする観点から、40人以下が原則であることに変更はないこと。40人を超える学生数での授業が認められる場合としては、例えば、原級留置等の影響で40人を超えたとしても、授業の方法や体制等を踏まえれば教育効果に影響がないと考えられる場合や、授業の一部又は全部について、主として基礎的な知識の修得を目的とする講義であって、複数のクラスで合同で実施しても教育効果を十分に上げられる場合などが考えられること。ただし、講義であれば、直ちに例外が認められるというものではなく、今般明確化したとおり、あくまでも40人以下が原則であることを前提として、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮し、40人を超える学生数で授業を実施しても十分な教育効果を上げられるかどうか、③で示した内容と合わせて適切に判断すること。
- ② 法科大学院における一の法律基本科目について同時に授業を行う学生数についての改正についても、50人を超える学生数での授業が認められる場合を明確にしたものであり、50人以下が原則であることに変更はないこと。50人を超える学生数で授業を行う場合には、法曹の養成のため、密度の高い授業を行うことができるよう少人数による教育が求められている趣旨も踏まえ、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮し、十分な教育効果を上げられるかどうかという観点から適切に判断すること。なお、法律基本科目以外の授業科目についても、引き続き少人数とすることを基本とすること。
- ③ ①②について、上記を超える学生数で授業を行う場合にあつては、指導補助者の配置や授業の事前・事後のサポート等、40人又は50人以下の学生数で実施する場合と同等以上の教育効果を担保するよう、必要に応じて十分な配慮を行うとともに、学生等に対して適切に説明すること。あらかじめ上記を超えることが明らかかな場合については、その旨や、十分な教育効果を上げるため、どのような配慮を行うかについても併せてシラバスに記載すること。

(6) その他

- ① (1)～(3)に関連して、現在、多くの大学等で、「2学期制、1授業科目当たり2単位、15回(週1回)の授業」が基本的な取扱いとなっているところであるが、このような取扱いは、慣行上定着してきたものに過ぎないこと。また、

こうした慣行が、授業科目の細分化により体系的な履修がなされないという学修の実質化の課題につながっているとの指摘もあること。これらのことを踏まえ、授業期間の設定や授業期間における授業科目数について、各大学等において考え方を再整理し、必要に応じて見直しを検討することも重要と考えられること。

- ② (1)～(4)に関連して、各大学等の学則には、今回の改正前の規定を引用している例も多く見られるところ、今回の改正に合わせて、各大学等において考え方を再整理した上で、学則改正の要否について検討すること。ただし、直ちに当該改正を行わない場合であっても、法令違反状態となるものではないこと。
- ③ 教育課程等に係る特例制度に係る留意事項等については、後日、別に示す予定であること。
- ④ 第1の1(10)②及び③に示した認可の申請に係る審査及び届出に関する経過措置については、国立大学においてもこれに準ずること。
- ⑤ 今回の改正に係る解説資料等を、文部科学省ホームページの以下のURLに掲載していること。また、今後Q&A集の掲載等、随時情報を更新する予定であるので、引き続きこれらを適宜参照されたいこと。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00001.htm

- ⑥ 大学の設置等に当たっては、改正後の大学設置基準等に基づいて手続を行う場合と、認可の申請に係る審査又は届出に関する経過措置により、改正前の大学設置基準等に基づいて手続を行う場合とでは、様式や記載事項が異なることから、それぞれの場合に応じて参照する「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和6年度開設用）」（以下「手引」という。）を作成・公表するので、よく確認の上、取り違えがないように留意されたいこと。なお、改正後の大学設置基準等に基づく場合に参照する手引は、近日中に作成・公表予定であり、改正前の大学設置基準等に基づく場合に参照する手引は、文部科学省ホームページの以下のURLに掲載していること。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1422217_00003.htm

【本件担当】

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

電話 03-5253-4111（内線3338）

メールアドレス daigakuc@mext.go.jp